平成２８年（フ）第４７号
岐阜市粟野西８丁目26番地
債務者　衣笠　節子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　正悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４８号
岐阜市粟野西８丁目26番地
債務者　衣笠　　巴
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　正悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６１９号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1807番地５　クローバー　ウィル103号
債務者　山崎　健実
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６７６号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1416番地４　藤美ハイツＡ一201号、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目13番21一103号　フレンズサクラ
債務者　藤田恵美子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塩　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２号
栃木県真岡市亀山３丁目５番地５
債務者　松本　幸子（旧姓穴田）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（フ）第１４号
千葉市若葉区みつわ台１丁目26番19号　ラフィネＣ101号
債務者　西野　志麻（旧姓米澤）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３号
千葉県船橋市上山町２丁目463番地２　シャーロットタウンⅢ一101号
債務者　大堀絵理香（旧姓向後）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３号
千葉市美浜区幸町２丁目８番23棟106号
債務者　武富　正味
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
千葉市美浜区幸町２丁目８番23棟106号
債務者　武富　和代
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７５号
千葉県船橋市行田町365番地１　ロイヤルシャトー船橋塚田601号
債務者　勝西　美和
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９６号
千葉県市川市菅野６丁目17番６号　（ロイヤルハイツＢ一101号）
債務者　篠田のぶ子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１号
千葉県市原市光風台４丁目444番地
債務者　田村冨士子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４号
新潟市東区中山２丁目16番16号　コーポルミナス102号
債務者　森川　正幸
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８号
新潟市中央区女池上山３丁目11番14号
債務者　佐藤　由香
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４号
新潟市西区小針台５番18号　リベイブル小針台１一Ａ号
債務者　大竹　正孝
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３号
山梨県甲府市千塚５丁目11番13号　ＦＯＣＡＴＯ１号
債務者　大森　　豊
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
山梨県北杜市武川町牧原1226番地１　市営武川さくら団地　107号室
債務者　白鳥　恵吾
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係